

第33号議案

京都地方税機構公平委員会に係る事務委託の専決処分について承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、京都地方税機構の公平委員会の事務を京都府に委託することとしたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年9月4日別記のとおり京都地方税機構公平委員会に係る事務委託に関する規約を専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構告示第2号

京都地方税機構と京都府との間の公平委員会に係る事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定により、京都地方税機構（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に掲げる公平委員会の事務を京都府（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

（協議）

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、京都府議会の議決を得た日から施行する。